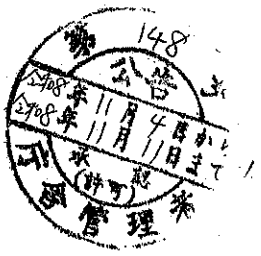
第８号様式



青葉区公告　第148　号

公　示　送　達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地にない）ので，地方税法第２０条の２及び横浜市市税条例第１０条の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所税務課に保管してあるので，いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年11月4日

横浜市　青葉区長　中島　隆雄

送達を受けるべき者の氏名又は名称	夏梅　萌都
送達する書類名	差押調書（謄本）

（注意）

地方税法第20条の２第３項の規定により、掲示を始めた日から起算して７日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。